

政令第十一号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令

内閣は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第二条第一項及び第三項、第十八条、第三十二条並びに別表第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定広域団体）

第一条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める都道府県は、北海道とする。

（調理師法施行令の特例）

第二条 法第十四条第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、法第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（次条第一項において単に「公告の日」という。）以後は、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第一条の二及び第一条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第二条第一項に規定する特定広域団体（以下単に「特定

広域団体」という。)の知事」と、同令第一条の四及び第一条の五中「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは「特定広域団体の知事」とする。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例に係る経過措置)

第三条 法第十六条第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十七条第二項又は第七項の規定により環境大臣に対して行っている許可の申請又は危険猟法許可証の再交付の申請(以下この条において「危険猟法の許可等の申請」という。)で法別表第七号に掲げる事務に係るものは、当該公告の日以後においては、法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条第二項又は第七項の規定により当該特定広域団体の知事に対して行っている危険猟法の許可等の申請とみなす。

2 特定広域団体が法第十六条第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は法第五条第二項第三号の計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る法第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は法第五条第二項

第三号の計画期間が満了した日（以下この項において「変更公告等の日」という。）において現に法第十条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条第二項又は第七項の規定により当該特定広域団体の知事に対して行っている危険猟法の許可等の申請（前項の規定により当該特定広域団体の知事に対して行っている危険猟法の許可等の申請とみなされたものを含む）

）で法別表第七号に掲げる事務に係るものは、当該変更公告等の日以後においては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条第二項又は第七項の規定により環境大臣に対して行っている危険猟法の許可等の申請とみなす。

（麻酔の作用を有する劇薬）

第四条 法別表第七号の政令で定める麻酔の作用を有する劇薬は、次に掲げるものとする。

一 二―（二―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類

二 二―（二・六―ジメチルフェニル）アミノ―五・六―ジヒドロ―四H―一・三―チアジン（別名キシラジン）及びその塩類

三 四―「二―(二・三―ジメチルフェニル)エチル」―H―イミダゾール(別名メデトミジン)及び
その塩類

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十九年一月二十六日)から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際、特定広域団体が法第十四条第一項又は第十六条第一項の道州制特別区域計画を法第七条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により公告している場合における第二条及び第三条第一項の規定の適用については、第二条中「法第七条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日(次条第一項において単に「公告の日」という。)」とあるのは「附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(次条第一項において「一部施行日」という。)」と、第三条第一項中「、公告の日」とあり、及び「、当該公告の日」とあるのは「、一

部施行日」とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十七号から第九十一号まで」を「第三十八号から第九十二号まで」に改め、同条中第九十一号を第九十二号とし、第三十七号から第九十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第十九条
第一項に規定する交付金

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令の一部改正）

第四条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（平成十八年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条の改正規定を次のように改

める。

第二条中「第三十八号から第九十二号まで」を「第三十七号から第九十一号まで」に改め、第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第六十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十二号中「(第十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第六十一号とし、同条第六十三号を第六十二号とし、第六十四号を第六十三号とし、第六十五号を第六十四号とし、同条第六十六号中「第二十一号」を「第二十号」に改め、同号を同条第六十五号とし、同条第六十七号中「第三十一号」を「第三十号」に改め、同号を同条第六十六号とし、同条第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第九十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九十一号中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第九十二号を同条第九十一号とする。

(内閣府本府組織令の一部改正)

第五条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号フを同号コとし、同号ネからケまでを同号ナからフまでとし、同号ツ中「チからソまで」を「リからツまで」に改め、同号ツを同号ネとし、同号トからソまでを同号チからツまでとし、同号への

次に次のように加える。

ト 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。